# 私たち・グリーンコープは、4月25日、福島民友新聞株式会社による「10件の報道記事による私たちへの誹謗・中傷」に対して、謝罪広告ならびに損害賠償を同社に請求する民事訴訟を提起しました



4月25日午後4時から開いた記者説明会には、新聞社6社、テレビ局4社が出席しました。

「福島民友新聞社は、事実を歪曲した記事を掲載し続け、真実を知った後も過ちを認めませんでした。組合員の思いが毀損され、そして福島の人々とそこに寄り添いたいと願う人々のなかに、その誰も持つ必要の無かった怒り、憎しみ、そして怒り以上の悲しみが生まれました。そのことをこのままにしてはおけません」と、福島民友新聞株式会社の提訴に至った経過について共同体常務理事の東原晃一郎さんが説明しました。共同体代表理事の熊野千恵美さんは、「組合員である私たちは、子を思う普通の母親です。この4ヵ月余り、皆で一生懸命考え、私たちの声に対して、福島民友新聞社は真摯に向き合って耳を傾けていただきたいとの思いで提訴に至りました。福島の被災者の皆さんにも事実を知っていただきたいと思います」と訴えました。報道各社からは、多岐にわたり積極的な質疑が飛び交いました。

**私たち・グリーンコープは、4月25日、福島民友新聞株式会社による2017年9月24日から同年10月3日にかけての、事実に基づかず、私たちへの取材すらまともに行わずになされた「10件の報道記事による私たちへの誹謗・中傷」に対して、及びその後の私たちからの「報道の訂正」と「反論の機会の提供」を求める話し合いの要請について同社からは全く誠意ある対応がされなかったことに対して、これに伴う私たちの社会的信用の毀損と損害についての謝罪広告ならびに約3億7千万円の損害賠償を同社に請求する民事訴訟を提起しました。同日、訴訟提起後に報道各社に向けて行った記者説明会のようすについて、説明会資料を基に報告します。**

共生の時代
みどりの地球を
みどりのままで
号外
■発行：グリーンコープ共同体理事会
■編集：共生の時代・編集部
■〒812-8561
福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号
博多大博通ビルディング3階
TEL092（481）7923
FAX092（481）7876
http://www.greencoop.or.jp/

## 4月25日の記者説明会資料

### 1．私たち・グリーンコープについて

(1)私たちは、大阪から鹿児島までの各県グリーンコープ生活協同組合の連合会です。2017年12月末現在の組合員数41万7,282人です。

(2)生協法に基づく生協法人として、不戦を願う平和の取組みと生命（いのち）を育む食べもの運動、そして「組合員主権を貫く」ことを原点に、遺伝子組み換え食品や環境ホルモン物質への反対運動、高齢者や障がい者等の福祉、共済、子育て支援や食事を摂ることも困難なこどもたちへの支援、多重債務者や生活困窮者及びホームレス者への支援、民衆交易事業、4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）運動、脱原発に向けた残留放射能検査や自然エネルギーの市民発電所建設とでんき共同購入、働く人たちの労働協同組合（ワーカーズ）づくり、日本の農業を守り後継者を育成する活動、自然災害時の被災地復興支援の活動などに取り組んでいます。

(3)その一環として、2011年3月11日に発生した東日本大震災を受けて、同年3月14日に、「これ以上東に行けない」となった所が被災地であり、そこに物資を届ける、という考えで輸送トラック第1便を走らせて以来、現在まで継続した東日本大震災被災地復興支援を取り組んできています。

(注)10トン車152便の支援物資をお届けしてきたのを基礎に、出会った被災者・被災地の方々の漁業・農業復興支援、地域コミュニティ作りの支援、「見守り・相談」支援、被災地の方々の視察や保養の受け入れ、組合員の訪問交流や職員・ワーカーズボランティア活動等を行ってきています。これらは長期に亘ると考え、ホームレス支援全国ネットワークや生活クラブ生協連合会と一緒に公益財団法人「共生地域創造財団」を設立し、息長く取り組めるように、としています。

また、この東日本大震災復興支援活動は、組合員からの継続的なカンパ（現在までの総額は3億2,075万8,311円で、今年も現在カンパを受付け中です）によって取り組んでいるものです。

### 2．今般の訴訟提起について。

(1)私たちは、一昨（2016）年6月に、組合員に配布している夏ギフト（おくりもの）カタログの「東日本大震災復興応援企画」のページで、「東北5県」という不適切な表現を行ってしまい、多くの抗議をいただき、その謝罪を行ったことがあります。そのときの企画で取り扱う福島県産の商品が無かったため、取り扱った東北県の数について正確を期そうと考えたためでしたが、福島県や東北に住む方々に無配慮な表現であったことに気づかされ、心より謝罪を行いました。私たちは、この場を借りて、あらためてそのことについてお詫びいたします。

(2)福島民友新聞社は、この件について同年6月16日に一度報道を行った後、私たちは知りませんでしたが、つまり、私たちへの取材はありませんでしたが、昨（2017）年3月にもまた、このことが風評問題の一つであるかのように報道をしていたようです。

(3)そして、昨（2017）年9月24日から10月3日にかけて、福島民友新聞社は以下のような、私たちを取り上げた10件の報道を続けざまに行いました。それらは、事実を歪曲し、私たちへの取材すらまともに行っていないものでした。

1) 9月24日の報道

福島民友新聞社は、私たちが組合員に配布している22号カタログの「東日本復興応援企画」のページに福島県産の商品が載っていなかったことを取り上げて、その理由を確かめることもせず、9月24日に「**復興応援なのに今年も本県外し　グリーンコープ（本部・福岡）**」と題する新聞記事と「**復興応援なのに…今年も福島県外し　グリーンコープ連合**」と題するネット配信記事を報道しました。

2) 9月28日と9月29日と9月30日と10月3日の報道

そして、それを皮切りに、私たちが9月27日にその理由を説明するためにお届けした書面を見て、私たちが2016年冬・2017年ギフトカタログや通常のカタログでの「東日本大震災復興応援企画」において福島県産品を取り扱ってきている真実やこれからも取り扱う真実を知った後にも、それにも拘わらず、9月28日に「**本県商品早期拡充なし**」或いは「**本県商品拡充予定なし**」と題する新聞記事と「**福島県商品、早期拡充なし**」と題するネット配信記事を、9月29日に「**グリーンコープに抗議　県生協**」と題する新聞記事と「**グリーンコープに抗議　福島県生協、復興応援から福島県商品除外**」と題するネット配信記事を、9月30日に「**誤解と偏見解かねばならぬ**」と題する新聞社説と「**復興応援企画／誤解と偏見解かねばならぬ**」と題するネット配信記事を、10月3日に「**グリーンコープ問題　県産品の魅力丁寧に発信**」と題する新聞記事を、続けざまに報道しました。

(4)これらの報道を見て、福島県民をはじめ、全国の人々、私たちの組合員から、私たちに対して、たいへんな怒りや悲しみのメールやお手紙、電話が入りました。またSNSの画面においても同様な様子でした。これらを見て、聴いて、私たちはとても苦しみ、また悲しみました。

(5)しかしながら、福島民友新聞社の報道とは異なり、事実として、私たちは、商品の取り扱いにおいて、福島県産のものを除外したことはありません。

㈱私たちが食べもの（商品）の取り扱いにおいて「ひとりの母親が自分の子どもに食べさせたい」という普通の思いを基準にし、それと思いを同じくする生産者・メーカーとの出会いによってそれを実現していること、国産農畜産物、そしてできる限り「地場」「地産・地消」を大切にしたいとしてきた歴史から九州産品が多いこと、それでも福島県産品の取り扱いはあるし、「東日本復興応援企画」での取り扱いも増やしていますし、取り扱いをやめたこともありません。

また、こうしたことを、私たちは福島民友新聞社に9月27日に書面にて説明しています。

(6)加えて、福島民友新聞社はこの10件の報道にあたって、私たちに対してのまともな取材すら行っていません。

㈱9月24日の報道の前には「9月27日理事会で検討して質問にお答えします」と記者に言っていたにもかかわらず、それを確かめることも、それを待つこともなく報道がされました。しかも記事には「グリーンコープは『経緯について今はコメントできない。今後、しっかりと説明したい』としている。」などというような、誤った印象を与えかねない表現をしています。

その後に唯一取材と言えるものは、たったの一回、9月27日に私たちが福島民友新聞社へお届けした質問への回答書面を見て、同日に記者と編集委員の2人がそれぞれ10分弱電話をかけてきた時だけです。しかも、その際やり取りした内容にも拘らず、9月30日付社説では、繰り返し**「グリーンコープが福島県産品を除外している。」「除外の背景に東京電力福島第1原発事故に伴う福島県産品への誤解と偏見があるとすれば遺憾であり、その認識は正してもらう必要がある。」**などという報道を重ねました。

(7)私たちはこのような福島民友新聞社の一連の報道に対して、昨（2017）年10月25日に、同社に対して、その誤りを指摘し、「報道の訂正」と「反論の機会の提供」を請求する申し出を行いました。

㈱私たちは福島民友新聞社に対しての申し出**「報道は『正確かつ公正』でなければならないものです。ところが、福島民友新聞社は私たちの説明に一切耳をふさぎ、事実を歪曲し、『グリーンコープは福島県の商品をカタログから除外した』などという事実無根の誹謗・中傷を私たちに浴びせています。新聞の『社会の公器』としての性格を考慮すれば、本当に許せないことです。」**をお届けしました。そして、新聞倫理綱領の「人権の尊重」の項に示されてある「報道を誤ったときはすみやかに訂正し、正当な理由もなく相手の名誉を傷つけたと判断したときは、反論の機会を提供するなど、適切な措置を講ずる。」に基づいて、一連の報道に関して「報道の訂正」と「反論の機会の提供」を請求しました。

また、この冊子については説明を添えて、日本新聞協会に加盟する各社と、日本生活協同組合連合会に加入する全国の生活協同組合に送付いたしました。

(8)しかしながら、この問題について話し合いで解決をしたいという私たちの願いにも拘わらず、福島民友新聞社からは全く誠意ある対応をいただけませんでした。

㈱お手元の別紙資料のとおり、同社からの2017年11月14日付「回答」も、それに対して私たちからの11月22日付「再請求（**日本国民・市民は、新聞が杜撰な取材に基づき、虚偽の報道をすることはないと信じています。そして、そうであるからこそ、新聞で「名指し」で糾弾されることは、社会的事実という意味では、「社会的制裁」が科せられたことを意味しています。～御社が「報じる」前におこなった取材の実際について。～私たちの「文書回答」を読んだ後の御社の振る舞いについて。～貴職と御社は「弊紙記事は、貴団体が発行したカタログ22号において『東日本大震災復興応援企画』と銘打ちながら、震災被害が大きい東北沿岸の岩手、宮城、福島3県のうち、福島県産品のみが含まれていなかった事実を報じたものです』といいますが、本当でしょうか。～）」**への同社からの12月12日付「回答」も、私たちからの請求にまったく対応を、話しあうことすらも、いただけないものでした。

以上から、私たちはこうした福島民友新聞社の一連の報道とその後の対応が不法行為にあたるとして、やむを得ず訴訟提起を行うことにいたしました。

㈱なお、福島民友新聞社のこれらの報道のうちネット配信記事は、配信後しばらく、福島民友新聞社のホームページ上に掲載され閲覧可能でした。しかし、これらはいつの間にか削除され、閲覧できなくなっています。その理由は分かりません。

**3．この訴訟について、私たち・グリーンコープは次のように考えています。**

(1)私たち・グリーンコープは、組合員からのこれまで総額3億円を超える心からのカンパやその他物心両面での応援に根ざして東日本大震災復興支援活動を行ってきました。今後も息長く取り組んでいきます。それを声高に言い立てるつもりはありません。

(2)しかし、福島民友新聞社のこのような一連の報道によって、私たち・グリーンコープは「福島県外し」をしている存在であるとばかりに、社会的に糾弾されてしまいました。それらにより、私たちが行ってきたこの間の東日本大震災復興支援活動に対しても「見せかけだけだ」「止めてしまえ」「来るな」などという怒りや憎悪の声だけでなく、「自分たちはこの地でこれだけがんばっているのに、貴方たちはなぜそんな事をするのか」という深い悲しみの声も多数いただくことになりました。おそらく、一連の報道を見て、福島県民やそれに寄り添う方々の中に、直接には私たち・グリーンコープに届けなくても、私たち・グリーンコープに対して同じような怒りや憎しみ、悲しみの気持ちを持った方々、今も持っている方々が、たくさんいらっしゃると思います。

(3)私たちは、私たち・グリーンコープの行ってきた東日本大震災復興支援活動を声高に言い立てるつもりはないと言いましたが、福島民友新聞社の行ってきたこれらの報道によって毀損されたのは、そうした私たち・グリーンコープの組合員の名誉と信用だけではないと思います。東日本大震災によって被災を受けたすべての方々にとっても、真実はその被害を痛み、その復興を心から応援し、実際にそれを取り組んでいる相手を、怒らなくてもよいのに怒らされて、憎まなくてもよいのに憎まされて、悲しまなくてもよいことを悲しくさせられているのだと思っています。

もし本当に応援をする気持ちも事実もなく「福島県外し」をしている相手ならばそれを糾弾することは大切なことかもしれません。しかし、そうでないのならば、応援してくれている人がいることを知ることのほうが、被災地の方々にとってどれほどの救いになることかと思います。

(4)けれども、残念ながら、福島民友新聞社はそのような考えを持てなかったのかもしれません。

私たち・グリーンコープがカタログ22号でたまたま福島県産品の商品の取り扱いがなかったという事実を根拠にし、しかもそれが「たまたま」であるということを知りながら、①グリーンコープは福島県産品を除外した、②グリーンコープは「せめて平等な取り扱いを」と願う福島県民の願いや思いを踏みにじった、③福島県の生協連合会もグリーンコープに抗議している、④グリーンコープのこうした差別的な振る舞いの「背景」に「東京電力福島第一原発事故に伴う県産品への誤解と偏見」がある、⑤さらにこうした「誤解と偏見」の根っこに、グリーンコープが放射性物質に関する独自基準を「10ベクレル」と定めている事実がある、⑥こうした「グリーンコープ問題」に見られる風評の払拭に取り組んでいく必要があると県知事が発言した、という趣旨のキャンペーンを展開したのだとの疑念を拭いさることはできません。

そして、それによって、私たち・グリーンコープの組合員の名誉を毀損し損害を与えるばかりでなく、多くの福島県民とそれに心を寄せる方々を巻き込み、生活協同組合の仲間でもある福島県生活協同組合連合会を巻き込み、福島県知事までをも巻き込んだのだと考えています。

(5)私たち・グリーンコープは、本訴訟で、福島民友新聞社に対して、「申し訳なかった」という「お詫び」と「記事内容の取り消し」の広告を掲載することと、私たちが物心両面で損なわれた損害に対する賠償の請求を求めていきます。そして、同社が行った不当な報道等の事実とそれが意味することとを訴訟その他を通して明らかにしていけること、そしてこのような誤った報道等が繰り返されないことを願っています。

**4．そして、最後に繰り返しとなりますが、風評問題というものの根元に、むしろそれ以前に、東日本大震災による被害と東京電力福島第1原発事故による被害という厳然たる事実があり、人々の生命（いのち）と暮らしへの賠償や廃炉等を最後までやり遂げつつ、復興に取り組んでいかなければならないという厳然たる問題が横たわっている、と私たちは考えています。長い長いそうした歩みを、私たち・グリーンコープの組合員も、同時代を生きるものの一人として、これからも、これまで同様に、私たちにできる力一杯寄り添ってすすめていきたいと考えています。**

以上

（補記）報道の訂正を要請した福島民友新聞社との書面でのやり取り資料については、昨年11月6日、11月24日、12月25日の三回、日本新聞協会並びに協会加盟各新聞社にお届けをしておりました。